

令和5年第2回定例会文教福祉委員会会議録

令和5年6月27日
午前10時～午前10時55分
全員協議会室

出席者 山村 尚 委員長 後藤 光秀 副委員長
伊藤 悦子 委員 久米原孝子 委員
山崎 孝一 委員 椎塚 俊裕 委員
杉野 五郎 委員 大野誠一郎 委員

執行部説明員 教 育 長 大古 輝夫 福 祉 部 長 荒槇 由美
健康スポーツ部長 坪井 龍夫 教 育 部 長 中村 兼次
福 祉 部 次 長 中嶋 正幸 健康スポーツ部次長 佐々木英一
教育委員会事務局次長 大堀 敏雄 福 祉 総 務 課 長 藤ヶ崎 聡
こども家庭課長 蔭山 大三 保 育 課 長 海老原雅男
保 護 課 長 山崎 正尚 介 護 保 険 課 長 重田 正光
保 険 年 金 課 長 沼尻 正宏 スポーツ推進課長 昇 一信
教育総務課長 名島 正博 文化・生涯学習課長 国松 美浩
指 導 課 長 千葉 幸子 教育センター所長 熊澤つむぎ
学校給食センター所長 岩井 務 教育総務課長補佐 吉田 正也（書記）

事務局 主 査 深沢伸一郎

議 題

- 議案第2号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第3号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第4号 龍ヶ崎市学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第5号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第6号 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第8号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）の所管事項について
報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
（令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第10号））の所管事項について
報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
（令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号））
報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
（和解に関することについて）

○山村委員長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔傍聴者 入室〕

○山村委員長

ここで、傍聴者に一言申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

本日ご審議いただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第8号の所管事項、報告第3号の所管事項、報告第4号、報告第5号の9案件です。

これらの案件につきましてご審議いただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、質疑は一問一答をお願いいたします。また、執行部におかれましても、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第2号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

議案第2号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。議案書の5ページ、新旧対照表の9ページをお開きください。

はじめに、改正の理由でございます。

4月1日施行の上位法であります地方税法施行令の一部改正に伴うものでございます。改正の内容は2点ほどございます。

1点目です。

新旧対照表の9ページの部分です。

第2条第3項ただし書きの規定である、国民健康保険税の後期高齢者支援金等分の賦課限度額につきまして、20万円から22万円に引き上げるものでございます。

2点目でございます。

新旧対照表の10ページになります。

国民健康保険税では低所得世帯の負担軽減措置としまして、世帯の所得に応じて、均等割を7割、5割、2割と軽減する仕組みがございます。第20条第1項第2号につきましては、5割軽減につきまして、この所得基準の計算におけます世帯の被保険者数に乗じる金額につきまして、28万5,000円から29万円とするものでございます。同項第3号につきましては、2割軽減について同じく52万円を53万5,000円とするものでございます。

なお、その他につきましては条項等の整理などがございます。

また、施行日につきましては、上位法であります地方税法施行令の改正日にあわせまして、令和5年4月1日に遡及適用するものとしております。

説明は以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

1点目なんですけど、本会議でも質疑がありましたので重ならないようにします。

加入者の状況として、今、社会保険の移行に対する現状を初めにお聞きしたいんですけど。

○山村委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

はい、お答えします。

確認なんですけど、社会保険の現状ですか。

○伊藤委員

現況がどんなふうになってきたかっていうことをちょっとお聞きしたいんですけど。

○山村委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

はい、お答えいたします。

一つの例といたしまして、4人家族の場合の国民健康保険税の金額が幾らかということでお話したいと思います。

令和4年度本算定のデータを参考にいたしまして、仮の世帯を設定してお答えいたします。その世帯の所得が、龍ヶ崎市の国保加入世帯の平均的な所得である97万8,000円とします。そして、家族構成が40歳から64歳の方が2名、それから18歳以下のお子さんが2名の合計4人家族とします。この40歳から64歳の方は介護保険第2号被保険者ということで、国民健康保険税の中の介護納付金も加算されます。

この設定で試算いたしますと、国保加入者の平均的な所得の世帯で、家族が4人という場合ですと、一例となりますが、現在の当市の税率では、国民健康保険税が年額でおよそ22万3,600円となります。

以上です。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

限度額を2万円上げることによって、こういう人たちへの影響ってというのは、この限度額が上がった部分だけの影響なのか、こういう人たちの保険料についても影響があるのかどうかお伺いします。

○山村委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

はい、お答えいたします。

限度額が絡んでくる、あくまで上位所得の方のみになりますので、大部分の方には影響はないかと思えます。

税率改正とかになりますと全員に影響があるんですが、今回の負担限度額については、ごく一部の上位所得の方だけに影響が留まるかと考えております。

以上です。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

この値上げをすることによって、年収は、4人家族で幾らぐらいの人たちになるんですか。

○山村委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

はい、お答えいたします。

今申し上げた想定ですと、平均的な所得ということで申し上げてますので、今回の賦課限度額の引き上げの影響はありません。

以上です。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

限度額が上がることによって、保険税が上がる人がいると思うんですけど、今の保険税でも高いわけなので、例えば、それを基金で処理するということを考えたのかどうかお伺いします。

○山村委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

はい、お答えいたします。

議員のおっしゃる通り、国保税がかなり負担が大きいことは承知をしております。保険料を軽減するために基金を取り崩すのも有力な手段です。ただ、基金もあまり頼りにしすぎてしまいますと枯渇してしまいます。以前のように赤字繰入ができない状況になっておりますので、基金の残高をどれだけ残すかということも加味しながら必要に応じて取り崩しを行いますが、もしもたないようであれば、やむなく保険税見直しということも出てくるかもしれません。

以上です。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

限度額の引き上げで、保険税も上がるところがでてくるってということでは、本会議でも、現況世帯数は23世帯ってということだったんですけども、やはり今でも高い保険税を上げるってことについては反対をしたいと思いますので、この議案には反対します。

○山村委員長

ほかにありませんか。

[なし]

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第2号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

[「異議あり」という者あり]

○山村委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第2号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○山村委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第3号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

議案第3号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の6ページ、新旧対照表の16ページをお願いいたします。

付則の第8条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による著しい収入の減少が見込まれる場合等におけます、介護保険料の減免に関する規定でございます。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症に移行したことに伴いまして、いわゆるコロナ減免につきましては、令和4年度までで終了となります。

今回加えます、令和4年度以前の年度分の介護保険料であって、令和5年4月1日以降に納期限が定められているものの規定につきましては、主に令和5年3月に65歳となった方や65歳以上の方で転入された方に賦課します令和4年度分の介護保険料でございます。

この介護保険料に対する、いわゆるコロナ減免につきましても国の財政支援の対象とする旨の通知があったことから、減免の規定として追加規定をするものでございます。

また、改正後の龍ヶ崎市介護保険条例の規定につきましては、令和5年4月1日から適用するものとしております。

説明は以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第3号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第4号 龍ヶ崎市学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

中村教育部長。

○中村教育部長

議案第4号 龍ヶ崎市学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてです。

議案書は7ページをお開きください。

新旧対照表につきましては18ページとなります。

現在建設中の新学校給食センターが9月1日から稼動することに伴いまして、これまでの第1調理場と第2調理場の名称を龍ヶ崎市学校給食センターに、そして、位置につきましては馴馬町3021番地にそれぞれ改めようとするものです。

改正後の条例につきましては、9月1日から施行しようとするものです。

説明につきましては以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第4号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第5号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第6号 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2案件につきましては、内容が関連しておりますことから、一括して説明を受け、質疑を行い、採決は別々に行いますので、よろしく願います。

それでは、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

それでは、議案第5号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書8ページ、新旧対照表19ページをお開きください。

この改正につきましては、児童福祉法に基づき、家庭的保育事業者が遵守しなければならない家庭的保育事業等の設備、及び運営についての基準を定めたものでございます。

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が定められたことに伴い、厚生労働大臣が定めることとされておりました児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に定める指針であります保育指針につきましては、内閣総理大臣が定めるものと改められましたことから、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

なお、改正する条例は、付則において公布の日から施行するものとしております。

続きまして、議案第6号 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書9ページ、新旧対照表は20ページから24ページです。

こちらの改正につきましても、議案第5号の改正同様、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が定められたことに伴いまして、厚生労働

大臣が定めることとされておりました児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に定める指針であります、保育所保育指針につきまして、内閣総理大臣が定めるものと改められましたことから、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

これに加えて、子ども・子育て支援法の改正に伴い生じております、同法の引用条項のずれを改めるものでございます。

なお、改正する条例は、付則において公布の日から施行するものとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

採決は別々に行います。

初めに、議案第5号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第6号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第8号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）の所管事項について、執行部から説明願います。

中村教育部長。

○中村教育部長

議案書の別冊1をご用意ください。

議案第8号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）です。

1ページをご覧ください。

令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算につきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億9,289万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ285億5,074万7,000円とするものであります。

それでは、4ページをお開きください。

第2表 継続費補正です。2段目の枠で10番の教育費です。

こちらは、新学校給食センター建設事業に係る継続費につきまして、令和5年度分の年割額1億2,922万3,000円に1億6,127万4,000円を追加し、2億9,049万7,000円に変更しようとするものです。

続きまして、6ページをご覧ください。

こちらは、地方債の補正となります。

2段目の枠で、新学校給食センター整備事業です。

こちらは、新学校給食センター建設事業に係る地方債につきまして、9,250万円に1億

2,090万円を追加し、2億1,340万円に限度額を変更しようとするものです。

続きまして、10ページをお開きください。

○荒瀬福祉部長

歳入についてでございます。

目の2番、民生費国庫補助金、節は児童福祉費補助金の保育所等整備交付金です。

こちらは、認定こども園あいゆう園のトイレ改修に対する補助で、国庫負担率2分の1となっております。詳細は歳出でご説明いたします。

その下、生活困窮者就労準備支援等事業費です。

こちらは、生活保護システム改修に対する補助で、国庫負担率2分の1となっております。こちらにつきましても、詳細は歳出でご説明いたします。

続きまして、11ページです。

○中村教育部長

上から三つ目の枠になります。

諸収入の雑入で、学校給食費負担金です。

こちらにつきましても、今般の物価や光熱水費の高騰等が子育て世代にとって大きな負担となっていることをかんがみまして、10月から来年の3月までの給食費につきましても無償化することから、給食費負担金1億2,823万3,000円を減額しようとするものです。

続きまして、次の枠になります。

22市債です。7番教育費債で、新学校給食センター整備事業債です。

こちらは、今般の物価や燃料費等の高騰等に伴い、新学校給食センターの建設工事費や備品調達に係る経費につきましても、増額変更が必要となったため、増額補正分の75%を市債として増額補正をするものです。

続きまして、12ページをお開きください。

○荒瀬福祉部長

歳出についてです。

一番下の箱、款は3民生費、目が1社会福祉総務費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、及びその下の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業につきましても、過年度に実施しました給付金事業に対する国庫補助金の過大受入分の返還でございます。

13ページに続きます。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業です。

こちらは、影響を受けた生活者の支援のため、特に影響を受ける低所得者に対し1世帯当たり3万円を給付するものです。対象は、6月1日を基準日に住民基本台帳に記載のある令和5年度分住民税非課税世帯で、約7,000世帯を想定しております。給付金以外の主な経費につきましても、会計年度任用職員の人件費、受付事務の委託及びシステム構築等になります。

その下の箱に続きます。

目が1児童福祉総務費の保育所等施設整備事業です。

こちらは、認定こども園あいゆう園のトイレ改修のための補助金でございます。

あいゆう園のトイレ改修につきましても、令和5年度当初予算の計上後に工事内容が変更となりましたことから、増額となった改修費用の4分の3を補助金として増額するものでございます。

なお、改修にかかる費用の2分の1につきましては、国から交付されます就学前教育・保育施設整備交付金が本補助金の財源となり、本市を介しあいゆう園に交付するものでございます。

その下、保育施設原油価格・物価高騰対策事業です。

こちらは、原油価格及び食材料費の高騰を踏まえ、給食の質の維持と保護者の負担軽減を支援するため、市内の保育園等23施設に対し、龍ヶ崎市保育所等給食食材料費支援補助金を交付するものでございます。

なお、補助金額は保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業に対しましては月額390円、幼稚園に対しましては月額310円に、それぞれ園児及び常勤職員の基準日の在園人数を乗じまして算出した額を補助するものでございます。

その下の箱、目が生活保護総務費の生活保護適正実施推進事業です。

こちらは、令和5年10月の生活保護基準の改定及び被保護者に対する調査項目の追加に伴い、システムを改修するものでございます。

続きまして、15ページをお開きください。

○坪井健康スポーツ部長

上から二つ目の箱になります。

総合運動公園等管理運営費、たつのこアリーナ管理費の工事請負費の増額でございます。

これにつきましては、たつのこアリーナのプールやシャワー室で使用します温水を作る真空式温水ヒーターの修繕に要する費用でございます。

5月3日のゴールデンウィーク中でございましたが、このヒーターに異常が発生しまして、指定管理者とメーカーで故障原因の調査や応急措置を実施しました。指定管理者からこの報告を受けまして、見積りの依頼と緊急修繕対応が必要になるかの確認を行ったところでございます。確認した結果、真空式温水ヒーター内の熱交換器に穴が開きまして、内部の熱媒水の水位が上昇し高水位異常が発生をしております。現在は満水状態でヒーターの使用ができるように対応はしておりますが、温度を上げる能力が低下しております。

メーカーからは、現状ヒーターに大きな負荷がかかっており、今後、熱交換機の漏水がさらに増えた場合には、ヒーターが使用できなくなることも想定されるといった助言があり、熱交換器の交換が必要と助言を受けました。この熱交換器は受注生産となります。受注後、作成に30日程度要するほか、現場での交換作業にも数日が必要となります。

そのため、利用者の利便性を損なうことがないように、現在、現行予算の工事請負費の範囲の中で、緊急修繕工事として発注をしております。

今回の補正につきましては、その相当分を補正するものでございます。

○中村教育部長

その下の枠になります。

3番の学校給食費で、工事請負費と備品購入費についてです。

こちらにつきましては、今般の物価や燃料費の高騰等に伴い、新学校給食センター建設に伴う建設工事費や備品調達に係る経費につきまして、所要の額を増額補正させていただこうとするものです。

以上が議案第8号のうち文教福祉委員会の所管事項に関する説明となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤光秀委員

1点だけです。

13ページが一番下の生活保護適正実施推進事業の委託料についてなんですけれども、先ほどのご説明で、調査項目の追加が行われるということで、システムの改修ですよということだと思んですけども、現時点で調査項目って、どういう項目が追加されるのか、内容はわかりでしょうか。

○山村委員長

山崎保護課長。

○山崎保護課長

毎月の生活保護統計の中で、例えば、葬祭扶助、亡くなった場合の申請件数とかですね、あるいは、生活保護の辞退をした場合とか、廃止をした場合の理由、例えば、働きによる増収であるとか、仕送りによる収入増、こういったものを一つ一つ統計に毎月上げてるわけなんですけども、この中の項目につきまして、さらに国の方で項目を追加しまして調査を行いたいということで、そのあたりの調査項目が追加になるということでございます。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤光秀委員

これちょっと関係ないかと思んですけども、現時点で生活保護受給者数ってわかりませんか。

○山村委員長

山崎保護課長。

○山崎保護課長

今現在、そういうものはホームページに、県の福祉事務所の生活保護の状況のデータが出てるとこなんですけども、例えば、令和5年3月31日現在ということで申し上げますと、龍ヶ崎市の人口が7万5,424人に対しまして、貧困世帯が654世帯、それから、被保護人は2人世帯、3人世帯等々ございますので、被保護人が754人ということで、保護率は10パーセント（%）ということで、茨城県の平均値とほぼ同数でございます。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤光秀委員

1点だけすみません。

聞きにくいんですけども、これまで不正受給者っていましたか。

○山村委員長

山崎保護課長。

○山崎保護課長

全国的に不正受給が絶えず、各福祉事務所で告訴・告発等々の手続きをしているところでございますけども、龍ヶ崎市におきましては、それに類するものというものがございませぬが、所在が行方不明になってしまっただけで追えないとかですね、あるいは現在、保護受給中の者で不正受給に該当する者については、その不正で得た収入につきましては返還の手続きということで、本人同意のもと、毎月少額ずつですが返還の方をいただいていると

ころでございます。

以上です。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

同じ13ページです。

保育施設原油価格・物価高騰対策事業なんですけど、この具体的な中身について教えてください。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

こちらの補助金の中身ですが、目的は、先ほど部長からご説明した通り、原油及び食料品の高騰を踏まえ市内の民間事業所等における従前通りの栄養バランス及び量を保った給食等の提供を支給するとともに、物価高騰に直面する保護者の負担軽減を目的に補助するものとなっております。

補助の対象者なんですけど、保育所等が19園、対象の見込み数としましては、2,100人、うち370人が施設の職員、幼稚園は4園、対象者の見込み数としましては280人、うち50人が園の職員、合計しますと23園、2,380人に対し、補助するものとなっております。

補助金額は、月ごとに出しております。

保育所等につきましては、390円、幼稚園等につきましては、310円、これを今現在基準日と予定しております7月1日現在の園の人数を乗じ、さらに12を乗じた金額を、各園に対し補助するものとなっております。

以上でございます。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

保育園と幼稚園に対する補助単価が違ってきますよね。

その理由についてだけ1点お願いします。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

幼稚園と保育園につきましては、想定しています開園日数が異なります。

保育園につきましては、月25日開園する想定で計算をしております、幼稚園については20日開園する想定をして計算をしております。

補助金の算定につきましては、昨年度実施しました、同様の補助金、こちらの方の補助単価は4,500円になっておりました。

こちらの方から、教育・保育給付第2号認定について、副食費免除対象者分の公定価格の加算であります、副食費免除加算単価が令和4年度の月額4,500円から、令和5年度の月額4,700円と200円増額しておりますことから、当補助金についても昨年度の単価に200円を上乗せして、年間の金額、4,700円を基準としております。

この金額を先ほど申し上げましたように保育所の開園想定日数の25日を適用したものと、幼稚園の開園想定日数の20日を適用したもので、日数割りしますと390円と310円の計算に

なりまして、80円の相違がでるとい形になっております。

以上でございます。

○山村委員長

他にございませんか。

[なし]

○山村委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第8号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第10号））の所管事項について、執行部から説明願います。

中村教育部長。

○中村教育部長

議案書の別冊2になります。

報告第3号 令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第10号）です。

1ページをご覧ください。

令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第10号）ということで、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,448万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ303億1,858万7,000円としようとするものです。

それでは、3ページをご覧ください。

第2表 繰越明許費補正ということで、上段の枠となります。

10の教育費、歴史民俗資料館管理運営費です。

こちらにつきましては、設計に不測の日数を要したことから、繰越をさせていただこうとするものです。

続きまして、4ページをお開きください。

第3表 地方債補正となります。

下の大きな枠の中で、下から三番目の枠となります。

小学校施設整備事業で2,900万円を2,600万円に限度額を補正させていただこうとするものです。

次に、その下の枠です。

中学校施設整備事業で、1,230万円を1,110万円に限度額を補正しようとするものです。

○坪井健康スポーツ部長

その下になります。

体育施設整備事業でございます。

後程、歳出で説明します。工事等の完了見込み額にあわせました減額でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

○中村教育部長

6ページの一番下の枠です。

22番の市債で、教育費債です。

同じ欄の7ページで、0001小学校施設整備事業債で300万円を、その下の0001中学校施設整備事業債で120万円をそれぞれ減額しようとするものです。詳細につきましては、歳出でご説明をさせていただきます。

○坪井健康スポーツ部長

その下になります。

0001体育施設整備事業債でございます。

先ほどお話ししましたように、工事等の完了見込み額にあわせました減額でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

○中村教育部長

中ほどになります。

10番の教育費で、3番の学校施設整備費です。

こちらは、小学校屋内運動場LED照明改修工事費の確定によります起債額の変更に伴う減額となります。

次に、その下の枠です。

同じく10番の教育費で、3番の学校施設整備事業費です。

こちらは、城西中学校のプール塗装改修工事費の確定によります起債額の変更に伴う減額となります。

○坪井健康スポーツ部長

一番下の箱になります。

総合運動公園等管理運営費でございます。

たつのごアリーナ空調設備更新工事の実施設計及びたつのごアリーナ・フィールド・スタジアムの照明LED化工事の実施設計及び工事費の完了見込み額にあわせました精算でございます。

次のページをお願いいたします。

○中村教育部長

3番の学校給食費とありますが、こちらにつきましては総務委員会の所管事項になるそうですので、以上が報告第3号の文教福祉委員会の所管事項に関する説明となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

報告第3号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号））について、執行部から説明願います。

○荒槇福祉部長

それでは、議案書52ページ、別冊3の1ページをお開きください。

専決処分の承認を求めることについてでございます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるとのことです。

別冊の3の1ページです。

令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）、この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,784万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ278億5,784万8,000円とするものです。

続きまして、6ページをお開きください。

歳入についてです。

民生費国庫補助金の児童福祉費補助金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費でございます。

ひとり親世帯とその他世帯の世帯別にそれぞれ事業費と事務費がございますが、関連しておりますので一括でご説明させていただきます。

当該事業は食品等の物価高騰等に直面し影響を特に受けている低所得の子育て世帯に対しまして生活支援を行う観点から、対象世帯の児童1人当たり5万円を支給するものでございます。予算の負担割合は、全額国庫補助になります。

7ページに続きます。

歳出についてです。

民生費の児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）です。

主な内容としましては、事業費は通知の郵送料、委託料は既存システムの改修費、補助金は支給対象の児童1,000人分の給付費となります。

その下、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）は、ひとり親世帯を除きます低所得の子育て世帯に対しまして、給付金の支給に必要な事務費やシステム改修費、支給対象児童700人分の給付費となります。

両事業ともに当該給付金の性格上、速やかに対象世帯へ支給するよう国から要請を受けていたことによりまして専決処分としたものでございます。

説明は以上となります。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

報告第4号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、執行部から説明願います。

○坪井健康スポーツ部長

報告第5号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案書の53ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の通り専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるところでございます。

次のページをお開きください。

和解に関するところでございます。

令和5年2月17日午後2時30分頃、龍ヶ崎市馴柴町21番地の龍ヶ崎市馴柴コミュニティセンターの駐車場において公用車が当該駐車場に駐車中の北相馬郡利根町に在住の方が所有する普通自動車に接触した事故に係る損害賠償額の決定及び和解につきまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により、これを処分したものでございます。

内容につきましては、スポーツ推進計画の関連業務により同センターを訪れたものでありまして、駐車スペースに駐車するためにバックで後退したところ、同スペースの左側に駐車中の車両に接触をしまして、右側前方のバンパーを損傷させたものでございます。過失割合は100%で、損害賠償額は17万346円でございます。申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので、採決いたします。

報告第5号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、文教福祉委員会を閉会いたします。